

# 千葉県報

号外特  
令和7年1月28日

号外特第7号

主 要 目 次  
告 示  
○ 疑似患者の発生（三件）  
○ 令和七年千葉県告示第七号の四の一部を改正する告示  
○ 令和七年千葉県告示第七号の五の一部を改正する告示

告 示

## 千葉県告示第三十三号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次  
のとおり疑似患者の発生の届出があった。

令和七年一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約八〇、〇〇〇	旭市倉橋	令和七年一月二十八日

## 千葉県告示第三十三号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次  
のとおり疑似患者の発生の届出があった。

令和七年一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約二二四〇、〇〇〇	銚子市森戸町	令和七年一月二十八日

## 千葉県告示第三十三号の四

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次  
のとおり疑似患者の発生の届出があった。

令和七年一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約二二二〇、〇〇〇	匝瑳市野手	令和七年一月二十八日

## 千葉県告示第三十三号の五

令和七年千葉県告示第七号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制  
限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号中「三川」の下に「、神宮寺（旭市市道A―四二三〇号線及び同市市道A―四二三二二号線の以西の区域に限る。）」を加え、同欄第三号中「小南」の下に「及び宮野台」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

三 匝瑳市の一部（今泉、長谷、西小笹、野手、登戸及びみどり平）

## 千葉県告示第三十三号の六

令和七年千葉県告示第七号の五（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号中「二部（一）の下に「秋田、」を、「幾世」の下に「、泉川」を、「江ヶ崎」の下に「、大塚原、鏑木」を、「上永井」の下に「、川口」を、「駒込」の下に「、権田沼新田」を、「神宮寺」の下に「（旭市市道A―四二三〇号線及び同市市道A―四二三二二号線の以西の区域を除く。）」を、「萬歳」の下に「、萬力」を加え、同欄第四号中「青馬、」を削り、「大友」の下に「、青馬」を加え、「宮野台」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「志高」を「川頭、北原地新田、久保、五郷内、志高、下飯田、布野」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

三 匝瑳市の一部（飯倉、飯倉台、飯多香、飯高、飯塚、入山崎、内山、内山新田、生尾、大浦、大寺、荻野、小高、貝塚、加多古、片子、蕪里、亀崎、栢田、川辺、川向、木積、公崎、高野、新、上谷中、高、田久保、椿、時曾根、富岡、長岡、長丘、中台、新堀、城下、春海、東小笹、東谷、久方、平木、堀川、堀ノ内、松山、南神

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

崎、南山崎、宮本、八辺、山桑、山崎、八日市場イ、八日市場ニ、八日市場ハ、八日市場ホ、八日市場ロ、横須賀、吉崎、米持及び若潮町)

表区域の欄に次の一号を加える。

六 山武郡横芝光町の一部(市野原、小川台、尾垂イ、尾垂ロ、上原、北清水、木戸、栗山、古川、小田部、篠本根切、芝崎、芝崎南、台、富下、鳥喰新田、母子、原方、二又、傍示戸、宮川、虫生、目篠、屋形、谷中、横芝及び両国新田)